

グループホームたいさんじ
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 医療法人たいさんじ整形外科（以下「事業者」という。）が開設するグループホームたいさんじ（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護事業、介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援2の者（以下「要介護者等」という。）であって認知症である者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）に対し、事業所の計画作成担当者、介護従業者（以下「従業者」という。）が、その共同生活住居において入浴、排せつ、食事等のその日常生活上の世話又は支援及び機能訓練の適切な認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話又は支援、機能訓練を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身状況を踏まえ、妥当適切に行うとともに、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「認知症対応型共同生活介護計画等」という。）に基づき漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホームたいさんじ
- 二 所在地 松山市太山寺町 950-7

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一 1階ユニット

ア 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、事業所の従業員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

イ 計画作成担当者 1名（常勤兼務）

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画等の作成等を行う。

ウ 介護従業者 10名（常勤専従3名、常勤兼務3名、非常勤専従4名）

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護計画等に基づき、認知症対応型共同生活介護等の業務に当たる。

二 2階ユニット

ア 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、事業所の従業員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

イ 計画作成担当者 1名（常勤兼務）

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画等の作成等を行う。

ウ 介護従業者 10名（常勤専従2名、常勤兼務4名、非常勤専従4名）

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護計画等に基づき、認知症対応型共同生活介護等の業務に当たる。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

一 1階ユニット 9名

二 2階ユニット 9名

（サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 サービスの内容は、次のとおりとする。

一 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話又は支援及び機能訓練

二 地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション等

2 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示上の額とし、サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とし、詳細は重要事項説明書のとおりとする。

3 その他の費用は、次のとおりとする。

一 家賃 37,000円／月

二 施設管理費 5,000円／月

（エレベーター、ガス給湯器、床暖房・空調システム、浄化槽、消火器・スプリンクラー・火災通報装置・自動火災報知機・火災受信機・誘導灯、車両、庭木、ゴミ処理の維持管理に必要な費用、共有部分の掃除費、火災保険費）

- 三 光熱水費 330円／日
 - 四 食材料費 1,300円／日
 - 五 扇風機及び電気毛布、電気コタツ他使用料 50円／日
 - 六 理美容代 実費
 - 七 おむつ代 実費
 - 八 利用者の希望による日常生活に必要なものに係る費用 実費
- 4 月の途中における入居または退居については日割り計算とする。
 - 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得る。
 - 6 利用料とその他の費用の支払いを受けたときは、個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付する。
 - 7 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(入居に当たっての留意事項)

第7条 入居に当たって留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 サービスは、要介護者等であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。
- 二 入居に際しては、主治医の診断書等により、利用者が認知症であることを確認する。
- 三 入院治療を要する者であること等、利用者に対し、サービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の事業者等を紹介する等の適切な処置を速やかに講じる。

(緊急時等における対応方法)

- 第8条 従業者は、サービスを提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずる。
- 2 事業者は、サービスの提供により利用者に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
 - 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情に対する対応方法)

- 第9条 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置し、必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

(虐待の防止のための措置)

第 10 条 事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(非常災害対策)

第 11 条 非常災害に関する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、施設の見やすい場所に掲示する。

2 前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

(秘密保持等)

第 12 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 事業者は、利用者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束等の理由、内容、時間帯及び時間、期間等を記載した説明書、経過観察記録及び再検討記録の整備や適切な手続きにより、身体的拘束等を行う。

2 事業者は、従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。

- 3 事業者は、サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

付則

この規程は 令和 2年 2月 1日から施行する。

令和 2年11月16日 一部修正

令和 3年 9月16日 法改正に伴い記載の見直し(内容の変更なし)

介護職員数の変更

第10条「虐待の防止のための措置」の追記